

【平成27年度～平成29年度の介護保険料】

区	分	計算方法	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の人	基準額×0.45	30,840円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.70	47,964円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える人	基準額×0.75	51,396円
第4段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の人	基準額×0.90	61,668円
第5段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で「第4段階」以外の人	基準額	68,520円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円未満の人	基準額×1.20	82,224円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	89,076円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間200万円以上300万円未満の人	基準額×1.55	106,212円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間300万円以上500万円未満の人	基準額×1.80	123,336円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間500万円以上800万円未満の人	基準額×2.00	137,040円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間800万円以上1,100万円未満の人	基準額×2.30	157,596円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間1,100万円以上の人	基準額×2.60	178,152円